# 社会福祉士及び介護福祉士法施行令 （昭和六十二年政令第四百二号）

#### 第一条（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定とする。

##### ２

介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）及び臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の規定とする。

#### 第二条（養成施設等の指定の基準）

法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（次条、第四条及び第十条において「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に関し主務省令で定める。

#### 第三条（指定の申請）

養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣（法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による養成施設の指定（次条第一項、第六条第一項並びに第十一条第四項及び第五項において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

#### 第四条（変更の承認又は届出）

養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第八条において同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

##### ２

指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、主務大臣に届け出なければならない。

#### 第五条（報告）

指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

#### 第六条（報告の徴収及び指示）

主務大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

##### ２

主務大臣は、第二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定養成施設等の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

#### 第七条（指定の取消し）

主務大臣は、指定養成施設等が第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

#### 第八条（指定取消しの申請）

指定養成施設等について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。

#### 第九条（国の設置する養成施設等の特例）

国の設置する学校又は養成施設に係る第三条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

#### 第十条（主務省令への委任）

第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他養成施設等の指定に関して必要な事項は、主務省令で定める。

#### 第十一条（主務大臣等）

この政令における主務大臣は、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

##### ２

第六条（附則第二条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、文部科学大臣又は厚生労働大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

##### ３

前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

##### ４

都道府県知事は、養成施設の指定をしたとき、第四条第一項の規定により変更の承認をしたとき、同条第二項の規定により変更の届出を受理したとき、第五条の規定により報告を受理したとき、又は第七条の規定により養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

##### ５

この政令における主務省令は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校の指定又は同項第四号若しくは附則第二条第一項各号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

#### 第十二条（受験手数料）

法第九条第一項の受験手数料の額は、一万五千四百四十円（法第三十八条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、一万五千四百四十円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

##### ２

法第四十条第三項において準用する法第九条第一項の受験手数料の額は、一万五千三百円とする。

#### 第十三条（変更登録等の手数料）

法第三十四条（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の手数料の額は、千二百円とする。

#### 第十四条（登録手数料）

法第三十六条第二項の手数料の額は、四千五十円とする。

##### ２

法第四十三条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、三千三百二十円とする。

#### 第十四条の二（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法の規定とする。

#### 第十五条（権限の委任）

この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

##### ２

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
ただし、次条の規定は、昭和六十二年十二月二十日から施行する。

#### 第二条（介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定）

第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項各号の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。  
この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号」とあるのは「附則第二条第一項各号」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

#### 第三条（法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法の規定とする。

#### 第四条（認定特定行為業務従事者認定証の返納）

法附則第四条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の返納を命ぜられた法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

##### ２

都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

##### ３

都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。

#### 第五条（委託することのできない事務）

法附則第五条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

* 一  
  法附則第四条第二項の規定による認定の事務
* 二  
  法附則第四条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

#### 第六条（登録研修機関の登録の有効期間）

法附則第九条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

#### 第七条（準用）

第十四条の二の規定は、法附則第二十条第一項の登録について準用する。

# 附則（平成元年三月二二日政令第五六号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附則（平成六年三月二四日政令第六四号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三三四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年一月二五日政令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 第二十八条（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号の規定は、施行日以後にした行為により前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由についてはなお従前の例による。

# 附則（平成一八年三月二七日政令第七一号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月二四日政令第六二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。  
ただし、次条及び附則第三条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

改正法第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は同法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（以下「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（以下「新令」という。）第三条（新令附則第二項において準用する場合を含む。）の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

##### ２

主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があった場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。  
この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

#### 第三条

この政令の施行の日前に改正法第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による指定を受けている学校又は養成施設（以下「旧指定養成施設等」という。）の設置者は、同日以後において新令第四条第一項に規定する主務省令で定める事項を変更しようとするときは、この政令の施行前においても、同項の規定の例により、承認の申請をすることができる。

##### ２

主務大臣は、前項の規定により承認の申請があった場合には、この政令の施行前においても、承認をすることができる。  
この場合において、当該承認は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

#### 第四条

この政令の施行の日前に旧指定養成施設等に在学している者（同日以後に旧指定養成施設等に入学し、同日以後に当該旧指定養成施設等を卒業し、又は退学した者を除く。）が同日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間における当該旧指定養成施設等に対する新令第六条第二項及び第七条（これらの規定を新令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、新令第六条第二項中「主務省令で定める基準」とあるのは、「主務省令で定める基準（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第六十二号）の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者については、主務省令で定める基準。次条において同じ。）」とする。

#### 第五条

前二条に定めるもののほか、旧指定養成施設等に関し必要な経過措置は、主務省令で定める。

# 附則（平成二〇年三月二八日政令第八四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。  
ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

改正法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（次条において「新法」という。）第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定（以下この条において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

##### ２

主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により新指定の申請があった場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。  
この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

#### 第三条（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

改正法の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号まで又は第四十条第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定を受けている者（前条第二項の規定により新法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する指定を受けた者を除く。）は、改正法の施行の日に、それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の規定による当該学校又は養成施設の指定を受けたものとみなす。

# 附則（平成二一年三月二七日政令第六二号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成二二年三月三一日政令第七五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成二三年三月三〇日政令第五四号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成二三年三月三一日政令第九二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成二三年九月三〇日政令第三〇八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月二日政令第三七六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第二条（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法施行令」という。）第一条第一項中「社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法」とあるのは「社会福祉士及び介護福祉士法」と、「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とする。

##### ２

新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第二項及び第十四条の二の規定は、平成二十八年三月三十一日までは、適用しない。

#### 第三条

改正法附則第十三条第一項に規定する特定登録者（同条第二項の規定により申請をした特定登録者を除く。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は、なおその効力を有する。

# 附則（平成二四年三月二八日政令第七三号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年一月一八日政令第五号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年六月二五日政令第二二五号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

# 附則（平成二六年八月八日政令第二七八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

# 附則（平成二六年九月三日政令第三〇〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

#### 第五条（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に係る部分に限る。）、第十四条の二（同法に係る部分に限る。）又は附則第三条（同法に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為により同法の規定により罰金の刑に処せられた者について適用する。

# 附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
ただし、第三十二条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第四条（処分、申請等に関する経過措置）

附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

##### ２

附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

# 附則（平成二七年六月三日政令第二四五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年八月二八日政令第三〇三号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日政令第一八三号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現にこの政令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定（社会福祉法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定に係るものに限る。）の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりされている当該新指定は、それぞれこの政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされた当該新指定の申請又は同条第二項の規定によりされた当該新指定とみなす。

# 附則（平成二八年三月三一日政令第一八四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号。第三項において「平成二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（同項において「平成十九年改正法」という。）第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（同項において「法」という。）第四十条第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定（以下この条において「第四十条第二項第二号指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三条の規定の例により、第四十条第二項第二号指定の申請をすることができる。

##### ２

主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により第四十条第二項第二号指定の申請があった場合には、この政令の施行前においても、第四十条第二項第二号指定をすることができる。  
この場合において、当該第四十条第二項第二号指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

##### ３

前二項の規定の施行の際現に社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十三号）による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定（平成二十八年改正法第五条の規定による改正前の平成十九年改正法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号の規定による学校又は養成施設の指定に係るものに限る。）の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりされている当該新指定は、それぞれ第一項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定の申請又は前項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定とみなす。

# 附則（平成二八年三月三一日政令第一八五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

#### 第十条（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

改正法第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校又は中等教育学校の指定（以下この条において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二条において準用する同令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

##### ２

主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があった場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。  
この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。

# 附則（平成二九年七月二〇日政令第一九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年九月一五日政令第二四三号）

##### １

この政令は、法の施行の日（平成二十九年九月十五日）から施行する。

# 附則（平成二九年九月二一日政令第二四六号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

# 附則（平成二九年一一月二七日政令第二九〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

# 附則（平成三〇年二月二八日政令第四一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。